

11月は

児童虐待防止推進月間です



保護者は「しつけ」のつもりでも

保護者の認識とは関わりなく、「子どもにとって有害であるか」「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断し、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。

虐待の種類

身体的、性的虐待のほかにも、次のような虐待があります。

■保護の怠慢・拒否による虐待
食事を与えない、長時間放置する、同居人による虐待を保護者が放置するなど

■心理的虐待
子どもの心を傷つける言動、子どもの目の前で、夫・妻・パートナーがその相手に暴力を振るうなど

なぜ虐待してしまうのか

虐待をする保護者だけを責めてしまいがちですが、保護者自身も生活苦や子育て、家庭の問題等で悩んでいたりと、地域から孤立していたりと、さまざまな原因から虐

待に至ってしまうことが多いので

虐待を防ぐために

虐待者が保護者であるため、子どもは自ら救いを求めることがなかなかできません。また、保護者を責めるだけでは解決にはなりません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。「もしかしこ虐待？」と思ったときには左記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

問熊谷児童相談所
048-521-4152
社会福祉課 25-5204
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-0865
荒川 ☎54-2116

東日本大震災義援金

東日本大震災義援金へ多くの温かいご支援をお寄せいただきありがとうございます。

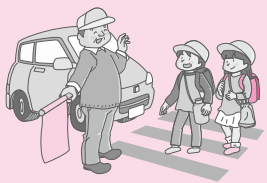
●10月27日現在 52,016,625円

お預かりした義援金は、日本赤十字社埼玉県支部へ送金し、義援金配分委員会を通じて全額被災された方々のもとへ届けられます。義援金をお寄せいただきました個人・団体の皆さんに、心から御礼申し上げます。

※義援金の受付期間は平成28年3月31日まで延長されました。

問社会福祉課 ☎25-5204

地域で子どもたちを見守りましょう！ 子どもへの声かけ・見守りをお願いします。



青少年育成秩父市民会議では、80の青少年育成団体が、「あいさつ運動」や各団体の活動を通して、青少年健全育成に取り組んでいます。

全国各地で子どもが重大な犯罪に巻き込まれてしまう悲惨な事件が増えていますが、地域の大人たちの力でこのような事件から子どもたちを守りましょう。

- 子どもたちの登下校時に「おはよう」「おかえり」などの声かけをしましょう。
- 子どもと「行き先を家族に伝える」「帰宅時間を守る」などの約束をしましょう。
また、埼玉県条例では、次のことに努めるよう決められています。
- 保護者等は午後11時から午前4時までの時間帯に青少年を外出させない。
- 深夜営業の店舗等は、その時間帯に施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促す。

すでに市民の皆さんには、見守り隊や防犯パトロールなどでご尽力いただいておりますが、なお一層のご協力をお願いします。

いじめ、絶対ダメ。

いじめは、決してひとごとではなく、誰にでも起こりうるとても身近な問題です。

いじめにあったり、気がついたりしたら、ひとりで悩まずに相談してください。大人の方もそのような心配があったら、相談してください。



よい子の電話教育相談 (24時間365日対応)

子ども専用(18歳以下) ☎0120-86-3192
大人専用 ☎0120-556-0874
ハローさいのくに
こころおはなし

Eメール相談 ☐soudan@spec.ed.jp

いじめメール相談フォーム
(右のコードから入れます。)

問生涯学習課 ☎23-2294



ルールを守って正しく動物を飼いましょう！

犬や猫などの愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処せられます。

※この内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められています。